

別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事

落札者決定基準

平成28年4月

別府市

目 次

1 落札者決定の流れ

- (1) 落札者決定基準の位置づけ 1
- (2) 総合評価審査委員会の設置 2
- (3) 落札者決定の手順 2

2 資格審査の方法 5

3 提案審査及び総合評価の方法

- (1) 入札書類の確認 5
- (2) 審査の配点 5
- (3) 技術提案書等の形式審査 5
- (4) 技術提案書等の技術審査 5
- (5) 開札及び入札価格の確認 7
- (6) 入札価格の価格審査 8
- (7) 総合評価値の算定方法 8

1 落札者決定の流れ

(1) 落札者決定基準の位置づけ

別府市（以下「当市」という。）は「別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事」（以下「本工事」という。）について、民間事業者の（以下「事業者」という。）のノウハウや施工実績を踏まえた技術提案により、施設の性能や工事の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計・施工一括発注方式を採用することとした。

この「別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、当市が本工事を実施する事業者を一般競争入札による総合評価落札方式(高度技術提案型)により募集・選定を行うにあたり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

この落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札書類等を客観的に評価する基準及び方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

(2) 総合評価審査委員会の設置

当市は落札者の決定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的見地に基づいた審査評価を行うため、学識経験者等で構成される「別府市汚泥再生処理センター(仮称)建設工事に係る総合評価審査委員会」(以下「総合評価審査委員会」という。)を設置している。

総合評価審査委員会は、次の8名で構成する。なお、本工事の落札者の決定までの間に、本工事に関して、入札参加者等が総合評価審査委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

役 職	氏 名	所 属
委 員 長	塚 田 俊 三	立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部教授
副委員長	阿 南 寿 和	別府市副市長
委 員	平 田 誠	大分大学工学部応用化学科 准教授
委 員	荒 井 喜 久 雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
委 員	豊 永 健 司	別府市総務部長
委 員	工 藤 将 之	別府市企画部長
委 員	釜 堀 秀 樹	別府市生活環境部長
委 員	狩 野 俊 之	別府市建設部長

(3) 落札者決定の手順

本工事における落札者の決定は、図1に示すように、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」、第3段階の「総合評価」の3段階で実施する。

ア 資格審査

(ア) 当市は、入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書「4 入札参加資格」に記載した参加資格要件(以下「参加資格要件」という。)を満たしているかを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

イ 提案審査

(ア) 技術提案書等の形式審査

当市は、技術提案書等が、要求水準書等に規定された水準を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、形式審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

(イ) 技術提案書等のヒアリング及び技術審査

当市は、技術提案書等の提案内容を審査及び評価するため、形式審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施し、評価項目に対して技術審査を行う。

(ウ) 技術提案書等の得点化

技術提案書等については、落札者決定基準に示す得点化方法に従って技術評価点を決定する。

ウ 総合評価

(ア) 入札価格の確認

入札書に記載された入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(イ) 入札価格の得点化

入札価格については、落札者決定基準に示す得点化方法に従って価格評価点を決定する。

(ウ) 総合評価値の算定

技術評価点に価格評価点を加え、総合評価値を算定し、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせ最優秀提案者を選定する。

エ 落札者の決定

当市は、最優秀提案者を落札者として決定した後、速やかにホームページに公表するとともに、その結果を落札者に通知する。また、総合評価の結果に関する次の事項を併せて公表するものとする。

(ア) 入札参加者名

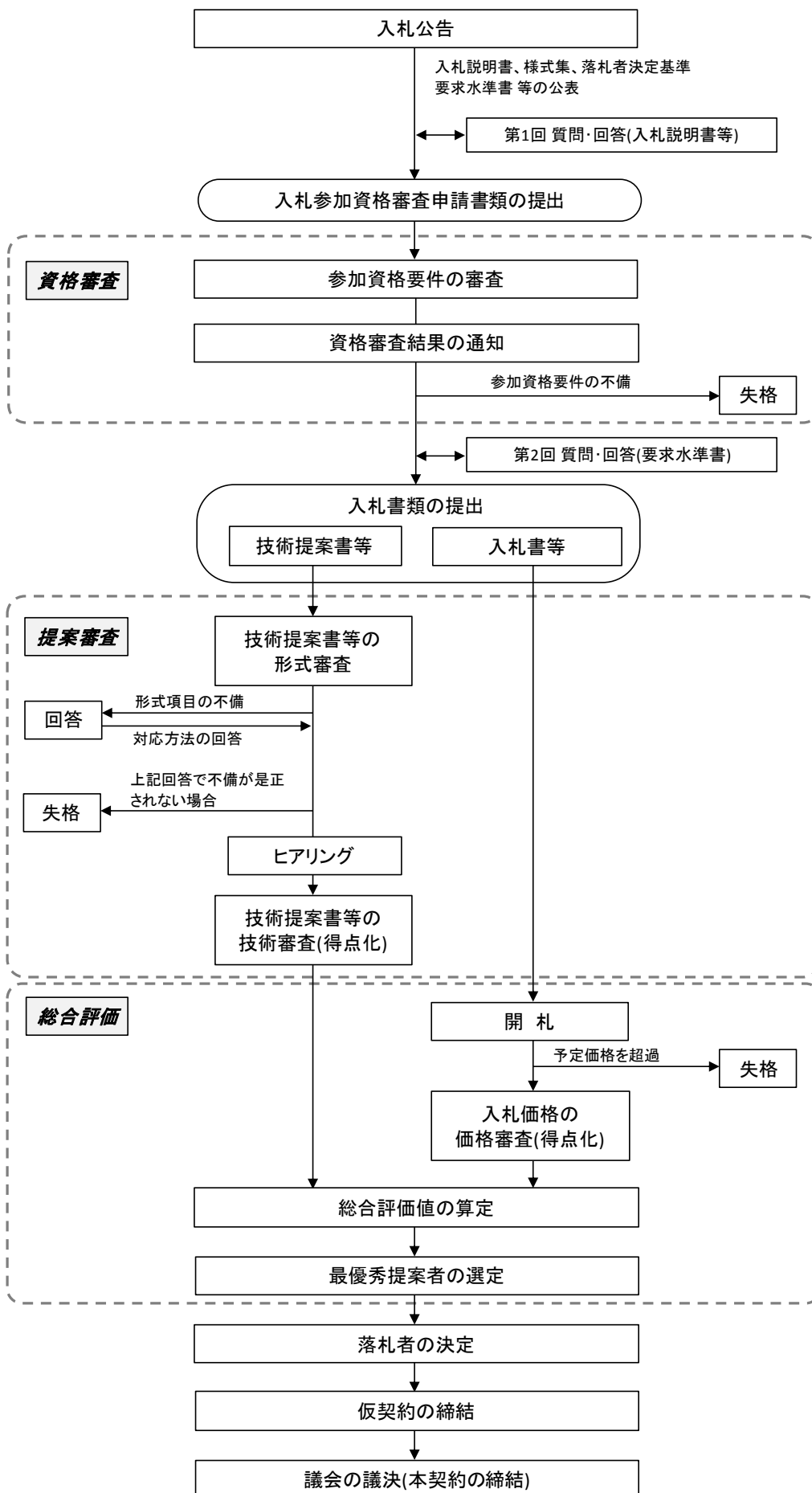
(イ) 各入札参加者の入札金額

(ウ) 各入札参加者の技術評価点

(エ) 各入札参加者の価格評価点

(オ) 各入札参加者の総合評価値

図1 契約締結までの流れ



2 資格審査の方法

入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書「4 入札参加資格」に記載の参加資格要件を満たしているかを確認する。参加資格要件の資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書類の提出日とする。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3 提案審査及び総合評価の方法

(1) 入札書類の確認

入札説明書「6 入札に関する手続等」に記載の入札書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 審査の配点

総合評価を行ううえでの技術評価点及び価格評価点の配点は次のとおりとする。

項目	配点
技術評価点	70点
価格評価点	30点

(3) 技術提案書等の形式審査

技術提案書等に記載された内容が、次の形式審査項目を満たしていることを審査する。

- ア 技術提案書等の内容が、要求水準書等に示す水準を満たしていること。
- イ 技術提案書等の内容が、入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反していないこと。
- ウ 技術提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間に矛盾等がないこと。

(4) 技術提案書等の技術審査

技術提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い評価する。

ア 評価項目及び配点

評価項目及び配点については「全体計画」、「処理対象物に適応かつ安定した処理のできる施設」、「循環型社会の形成に寄与する施設」、「施設の省エネルギー化」、「生活環境や景観等に配慮した施設」、「自然災害及び緊急時に備えのある施設」、「工事計画」等に配慮した施設整備を行うことの必要性、重要性を勘案し、本市が本工事に対して事業者の創意工夫の提案を期待する度合いにより設定した。したがって、配点は、その重要度を表したものである。

また、評価については評価内容により評価を行うものである。

【評価項目及び配点】

分類	番号	評価項目	評価内容	配点	小計
全体計画	①	施設計画	施設計画(配置計画、車両・維持管理動線、作業環境対策等)について合理的な提案がされているか。	8	8
処理対象物に適応かつ安定した処理のできる施設	②	水処理系統	生物処理による水処理系統の優れた提案がされているか。	10	10
循環型社会の形成に寄与する施設	③	資源化系統	資源化系統(し尿等や生ごみの受け入れから脱水汚泥に至るまでのシステム)の優れた提案がされているか。	8	8
施設の省エネルギー化	④	維持管理費	下水道放流及び河川放流において年間の維持管理費について具体的な提案がされているか。	8	13
	⑤	点検・整備費	プラント機器(建築設備を除く。)の施設稼働後20年間に要する点検・整備費(更新費を含む。)について具体的な提案がされているか。	5	
生活環境や景観等に配慮した施設	⑥	景観対策	敷地全体・施設外観等について周辺の景観に配慮した提案がされているか。	5	10
	⑦	環境対策	周辺の生活環境(騒音・振動・悪臭)に配慮した具体的な提案がされているか。	5	
自然災害及び緊急時に備えのある施設	⑧	災害・緊急対策	地震・水害等への施設機能の強化及び災害時・緊急時等における対応として、効果的な提案がされているか。	6	6
工事計画	⑨	施工計画	合理的な施工計画が提案されているか。 (仮設処理計画・実施工程・品質管理・工事中の周辺環境対策)	6	9
	⑩	安全対策	周辺への安全対策について効果的な提案がされているか。	3	
その他	⑪	地域経済の活性化	地元企業との協力、連携等、本工事を通じて地域経済の活性化、地域貢献について具体的な提案がされているか。	6	6
合計					70

イ 技術提案に関する得点化方法

(ア) 各評価項目の得点化

a 評価項目ごとに、次に示す5段階評価による。

評価	判断基準	配点率
A	提案内容が非常に優れており、かつ、その効果が期待できる。	配点×1.00
B	提案内容が優れており、かつ、その効果が期待できる。	配点×0.75
C	提案内容の効果が期待できる。	配点×0.50
D	提案内容の効果がある程度期待できる。	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

b 各評価項目の評価点については、各委員の評価点の合計の平均値とし、次の算定式①により求める。なお、平均値は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

算定式①【各評価項目の評価点の算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{各評価項目の評価点} \end{array} \right) = \frac{\text{各委員(各評価項目配点} \times \text{評価)の合計}}{\text{総合評価審査委員の人数(8名)}}$$

ウ 技術評価点

算定式①により算出した各評価項目の評価点の合計とする。

エ 技術提案書等に関するヒアリング

技術提案書等の提案内容を審査及び評価するため、入札参加者に対しヒアリングを行う。

なお、ヒアリングは平成28年8月上旬頃を予定しており、詳細は、別途提示する。

(5) 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えていないことを確認し、超える場合は失格とする。

なお、入札価格の確認のための開札は、技術提案書等の技術審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えていない入札のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(6) 入札価格の価格審査

入札参加者の入札価格について、次の算定式②により価格評価点を算出する。価格評価点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

ただし、当市が設定する評価対象下限価格以下の価格提示者は、提示金額にかかわらず、価格評価点を満点(30点)とする。

なお、評価対象下限価格は、落札者決定後に公表する。

予 定 価 格： 3,391,473,240 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(入札書比較価格： 3,140,253,000 円 (消費税及び地方消費税を除く。))

算定式②【価格評価点の算定式】

(1) 入札参加者の最低入札価格 > 評価対象下限価格である場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点(30点)} \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札参加者の入札価格})$$

(2) 入札参加者の最低入札価格 ≤ 評価対象下限価格である場合

ア 入札価格が評価対象下限価格以下の価格提示者

$$\text{価格評価点} = \text{満点(30点)}$$

イ それ以外の価格提示者

$$\text{価格評価点} = \text{配点(30点)} \times (\text{評価対象下限価格} \div \text{入札参加者の入札価格})$$

(7) 総合評価値の算定方法

「(4) 技術提案書等の技術審査」及び「(6) 入札価格の価格審査」により算出した各入札参加者の評価点から、次の算定式③により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

また、総合評価値の最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

算定式③【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術評価点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right)$$